

琉球大学学術リポジトリ

康熙22年刊『弋陽県志』における風俗論： 「鬻妻」と「溺女」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2015-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸, Maemura, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/31979

康熙 22 年刊『弋陽縣志』における風俗論 —「鬻妻」と「溺女」—

前村 佳幸 *

On Yiyang County Gazzetteer Edited in 1683 (kangxi 22th) and
the Discourse for Two Rural Customs

Yoshiyuki Maemura

Summary

This paper analyzed a Chinese local gazetteer of Yiyang county in Guangxin prefecture in the west of Jiangxi province. Its editor Tan Xuan accomplished a various administrative achievement with morality. We focused on the Tan Xuan's discourse in this gazetteer for stopping two customs when he was magistrate of Yiyang county. In addition, through a demographic perspective for growing total population and changing the ratio of male and female from the 16th century to the 19th century, we considered historically a characteristic of Tan Xuan's discourse.

There were two bad customs to decide a fate of women and children in Premodern China. One is "ni nu" corresponds to infanticide, but the word to be interpreted literally that force a new born daughter to death by drowning, and other "mai qi," "yu qi," "dian qi" or "zu qi" is meaning that a husband compel his wife to live in other man's house as stopgap wife without divorce like a lending land. Tan Xuan wrote two essays to point out its customs bring about such a social problem as low nuptiality and unstable marriage life, and to advise the inhabitants to abandon it, while he made an effort to revive the region severely devastated by rebellions and natural calamities. His essays were inherited in the future period over. However, the female population was less than that of male as before. This tendency was the same as all over China.

はじめに：問題の所在

岸本美緒氏の「妻を賣ってはいけないか？—明清時代の賣妻・典妻慣行—」(1991) は¹、旧時代の中国下層民における陋習として一定程度容認されてきた行動に着目し、明末清初から清末に至る前近代中国社会の人々の心性や紛争解決のあり方

を検討した研究である。

自己の妻を離縁することなく、金銭を代償に相手の妻として過ごさせることを「賣妻」「典妻」と云い、その期間が比較的短いものを「租妻」と称した。一妻二夫という状況は、法的にも道義的にも認められる筈ではなかったのに、このような女性をめぐる貸借関係が成立した背景としては、

*琉球大学教育学部社会科教育専修

経済的な問題が想定される。一方は貧困に陥り妻子を養うことができず、一方もまた正式に妻を娶る財力がないのに跡継ぎを欲する場合に成立するのである。そしてそれは不動産の取引に類似して、契約書を交わす慣例を伴っていた。岸本氏は地方官による判語（判決文）や契約文書などの浩瀚な法制史料により、「賣妻」「典妻」「租妻」がもたらした紛争の諸相と解決に対処した統治者の姿勢を解明している。これら過去の社会の実態をどのように位置づけるべきであろうか。少なくとも現代の倫理観をもって論断することに終始すべきではない。むしろ、現代に生きるわれわれ自身の意識・感情を問うことに資する歴史的事象として位置づけたい。

また、前近代の中国でも決して正当化されることはなかったにもかかわらず、時として行われたのが嬰兒殺し（Infanticide）である。その主な目的は家族成員を選択的に抑制することにあったといわれる。旧中国の Infanticide は「溺女」と称されたように、女子が犠牲となるケースが圧倒的に多かった。その包括的な研究である、小川快之氏の「清代江西・福建における『溺女』習俗と法について—「厚嫁」「童養媳」等との関係をめぐって—」（2014）は²、地域性の解明と宋代以来の連続性とを重視しつつ、為政者による禁圧と別の習俗の及ぼした影響の両面から「溺女」の抑制面について論究している。

「賣妻」「典妻」では夫としての地位が継続していることから、往々にして買った側と金銭や期限などをめぐりトラブルが生じ訴訟沙汰となる³。しかし、Infanticide は家内で密かに行われると想定されるので、実際に摘発することは極めて困難だったのではないだろうか。「溺女」について、『刑案匯覽』という大部な裁判史料に見出されることがないという指摘は⁴、それを裏書きしているようと思われる。本稿では、これらの習俗が当時の社会において同時に存在したという点を重視したい。また、「溺女」は歴史人口学との関連性が高いので、その点にも注意を払う。それでも、本稿は、清代康熙年間の一地方志における官僚＝知識人の言説から垣間見ようとする範囲を大きく超えるものではない。しかし、たとえ地方志の一記事であっても、社会の風潮を直截に論評しているも

のがあるとすれば、十分注意を払う必要があると判断される。この視角により、本稿では当時の一知識人の具体的な認識を示したい。

1. 知県譚瑄の見た弋陽県の悪弊大愚

「賣妻」「典妻」は湖南のような新開地に顕著な習俗といわれる。江西省の場合、湖南省と浙江省の間にあり、北方では安徽省と湖北省、東南では福建省・広東省とも接しており、同一の省とはいっても、その内部には地域差が存在しうる。本稿では、基本的な行政単位である県レベルに焦点を当てる。弋陽県は江西省東部に位置し武夷山脈と環玉山地の間を流れて鄱陽湖に注ぐ信江（上饒江）の両岸に展開している。清代に急速に開発が進展した鄱陽湖周辺部より人口密度は低く、清末は1平方km 120 人と推測されている⁵。

地方志は当該の地域に即して編纂された基本史料である。宋代に遡る弋陽県の地方志は明末以降のものしか現存しないが⁶、清代で最古のものは康熙 12 年刊（以下、前志と称する）であり、さらに康熙 22 年（1683）刊の『弋陽県志』が存在する。その編纂者である譚瑄は弋陽県の長官（知県）であった。序文によると、康熙 21 年（1682）4 月に赴任し、翌年の秋に本志を完成させたのである。著作には『学海類編』『叢書集成』『四庫全書存目叢書』に収録される『統刑法叙略』1 卷がある。わずか十年ほどで譚瑄らが新訂版を編纂しようとしたのはなぜであろうか。前志の刊行後、弋陽県は戦災に遭い、譚瑄は多事多難な状況に対処せざるを得なかった。散逸した前志の記録と内容を回復しながら、新たな事績を加えることが求められたのであるが、ここで注目に値するのは、任地を去るにあたり、弋陽県の地域社会のあり方について自己の見解を明示することも意図していたことである。それは卷 1 輿地志・風俗の項目において顕著に表れている。

譚瑄にとって特に看過できなかったことは、康熙 22 年刊『弋陽県志』卷 1 の「風俗」で引用する前志で「往事、婚嫁貧しければ礼を索めず、富かなければ奩（匱の俗字：嫁入り道具を納める箱）を呴まず、納采・于帰は率ね古道に循る」というのが、「今、醇樸の意は寢衰寒盟し、奪婚訐訟は

已むこと無く、また宰牛・溺女多く、力^{ひとき}めて禁ずるも止まず。江河日下の感を無^{なき}みすること能はず」と認識されるような風潮（風俗）になったことであると思われる。すでに明代において「強狠狙詐の習い漸く興り、訴獄息まず、また教を司る者の憂なり」（知県・王万祚）とあり、婚姻などをめぐる紛争が浮上しているのである。康熙 22 年刊『弋陽縣志』の「風俗」は譚瑄が自ら筆を執った箇所である。そこには「禁止鬻妻説」と「禁止溺女説」という二篇の論説が掲載されており、当地の良俗を損なう悪弊・大愚として「鬻妻」そして「溺女」を挙げ、統治者として女子の生育を優遇する態度を明示している。本章ではその全文を上げ趣旨内容を示す。

(1) 「禁止鬻妻説」⁷

それ婚姻は古より之を重んず。六礼⁸備わざれば、貞女行われず。それ永きを欲せば終を好しとし、故に必ず慎重なること始よりし、百年に及ぶや已に定まり、穴を同うして期と為し、一つ之とともに斎しく終身改めず、死生艱難は相い与に之を共とするなり。或いは義にまさに斥絶すべき有りてまた七出の条⁹を著す。然るに已むを得ずして出すに至らば、則ち必ず潰敗決裂し、勢返顧せず。すでに費すの財聘は計る所に非ざるなり。

王肯堂律箋¹⁰に云う「妻に義絶の状有らば、出すべくして売るべからず。犯す者は、買休売休律を引く」と。明文固より彰彰なり。呉の俗、棄妻の券名に曰く「休書は墨掌もて摹印し以て不祥を誌す」と。鄙諺に之有りて曰く「休妻せば一片の地、三年草を生さず」と。蓋し其れ之を悪るやかくの如し。豈に弋俗を期し視ぶこと故常と為さん。彩書蕭函[函]、明媒正議、一たび婚姻の正条の若きなれば、行止に關わる無き者も然り。甚しきは或いは妻の少艾を利とし指索すること高価なれば、これ真に妻を娶るの名を偽り、而うして掠販の実を行うなり。一に何ぞ忍ぶや。また乳下の児有らば存活することあたわず。或いは母に隨いて去り、或いは他人に転授せば是また暫時の獲を貪りて宗祀の計を忘るなり。ま

た何なる愚や、積漸相い沿い、遂に再醮（娘の再婚）貴く而れども室女（未婚で在宅の娘）賤しきに至り、螟の恩重く而れども我を生むこと軽く、衷の情理、往往に焉に乖反す。これに縁り妻を鬻^{ひけめ}ぎ、また一弊を生ず。

女を産みし家は以て女を育て長に至らば侮りを人より受く、挙ぐること勿きにしかずと為す。一方を統計するに、女を生みて挙ぐること勿き者は十に嘗^{おか}（常）に三四なり。怨戾の気、上に天和を干し、生理を悖絶すること惨にして焉より甚しきことなし。これに縁り溺女もまた一弊を生ず。

女少なく男多ければ、配偶給し難く子有りて媳無く、三十にして婚せず、鰥曠群を成し、狐綏敗度し¹¹、婁猪艾羣¹²、往往に告言の醜を見ゆなり。そもそもまた焉より甚しきは、三弊循環すること日に甚し。一日傍観の人、方且（なおかつ）蒿目芒背にして以て心を為すこと無く、而して局中に圍わるる者は則ち固より恬然として以て患と為さず。豈に大いに怪しまざるべけんや。

また曲げて之が為に解く者有りて曰く、官税完うし難く、私逋孔だ姫る。衣食克くせず、而して反目求去し、勢奪い難きなり、と。それ税は租より出づ。原より有つ所に因り、更に給せざること有らば、則ち其の田を并せ之を去るのみ。私逋を干すに至らば、まさに所有の長物を尽すべし、長物すでに尽きれば、人孰が情無からん。豈に人の伉儷を絶ち以て求むること有らん。我これを責進し欠くこと無きや。夫の衣食の若きは家の有無に^{かな}稱い¹³、命の不淑、傭丐は相い隨う。いづくんぞ不可と為さん。糟糠に甘んずべからず恚怒し請決するもの有らば、要^{かな}ず大義に當て之を禁ず。豈に軽しく覆水を言うべけんや。即ち冥頑にして諭し難く過計にして生を軽んずるに令するは、律の問わざる所にして、また何ぞ焉を患わん。

嗚呼。若而人はまた未だ嘗て反りて自思せざるのみ。誠に念するに彼もまた人の子なり。父母之を育つること珍^{おも}つと之の如し。乃ち夫之を賤しむこと草の如くんば、彼は固より身を委ね以て我に托し、我は則ち之を転徙すること畜

産の如し。烏乎。また念すべし。この女、今日は妻為り、他日は母為り。易世して後に慶衍雲仍す。一朝に計を失わば、向後茫然として、小に因り大を失う。烏乎。一転念すべき間ににして愁陰慘霧は化して麗日祥雲と為り、破鏡折釵は反って連珠合璧と為る。仳偶嘆くことなく、則ち生育遂げて至性克く字育を全うし既に繁しければ、則ち配偶均しく風教正すべし。これに由り薄きを革め先に従い尽く三弊を祓え。また何ぞ之を有ち難きとせん。爾ら民、錮習の改め難きに狃うことなかれ。

この文章において、譚瑄は弋陽県の三つの悪弊が相互に関連していることを論じている。まず、女子を大事にしない意識により、婚姻が人倫の根本にあることを理解できず、「三年」の期間で妻を売り買ひする悪弊が生じる。財産の授受が婚姻の最大の条件となると、行状の定かでない者でも婚儀の物品や形式を整えることができれば妻を娶ることができる。そして、費用を工面できない者の中には他人の妻を買って一時的に暮らそうとする者が現れる。夫の中には自分の妻よりも金銭を重視する者がおり、若くて容姿が良ければ売値をつり上げる。「売妻」の際に幼児が連れ出され、家系が断絶する恐れから、出自が定かでない男子（螟）を跡継ぎにする家庭もある¹⁴。これは異姓不養という祖先祭祀（宗祀の計）に関する重大な原則に反する。他方において、未婚の娘は疎んぜられ再婚を繰り返す娘の方が好ましいとされる風潮がある。こうして人々は妻を売買するという悪習に染まっている。

各家庭では、将来、娘が「畜産」のように売り買ひされて恥ずかしい思いをしたくない。弋陽県において、娘がいるのは十戸の内六戸程度なので、「溺女」の悪弊が存在すること明白である。そして、その結果、成人層は「女少男多」となる。これにより、いくら大事に息子を育てたとしても嫁の来手がない。三十代になっても身を固めることができず、ふらふら（緩緩）としてだらしない男が多い。また、既婚女性にも、若い男に色目遣いするような者がいる。この風紀の乱れという状況を重大な問題として捉えられない者が多い。しかも、「売妻」を税や小作料を払うことさえできないという経済

的理由で正当化しようとしている。これを譚瑄は認めない。家計のいかんにかかわらず、夫婦は一体であるべきであり、よほどの事情があれば離縁すべきである。また、それだけに復縁はありえない。ところが、両親が大事に育てた娘を娶りながら蔑ろにして典壳に出したりする。この風潮がさらに娘を大事にする意識を下げ、前志に簡潔に言及されているように、婚姻をめぐる訴訟沙汰を激化させている。住民達の利己的な行動はかえって自家中毒をもたらしているのである。このような悪習の蔓延に対して、前志は諦観したような言辞で結ばれていた。しかし、譚瑄は4割の世帯に娘がいないという異常な状況を示し、地域社会に対して悪習の循環から脱却するよう強く訴えかけている。

「鬻妻」と「溺女」については、皇帝の上諭による禁令が何度も出たようである。その都度、省レベルの大官には管轄の府県に周知させることが要求された。康熙年間、道台の施閏章は「戒溺女歌」を作った¹⁵。乾隆21年（1756）の上諭では、溺女に対して厳しく取締りを行いつつ、民衆の生活を安定させれば、衣食足りて廉恥を知るようになり、「鬻妻」のような「無賴游民」による悪俗も影を潜めるとしている¹⁶。しかし、「溺女」については同治5年（1866）2月にも上諭が発せられており¹⁷、容易に抑止できるものではなかつたことが窺える。これに比べると、以下の譚瑄の言説には、皇帝や省の大官の権威に依拠した押しつけがましい論調よりも、独自に地域の風潮の構造を解き明かした上で禁じるという真摯な姿勢が感じられる。

（2）「禁止溺女説」¹⁸

予、昔、西江に行役し、今の太史前湖西道施公閏章の著す所を見るに、溺女を勧止するの歌に具さに称すらく¹⁹、父母にして其の親ら生むの子を戕殺するを以て、相い沿い俗を成し、恬として怪と為さず、天壤の間、乃ち此れ咄咄たる怪事有るを信じず、と。すでにして其の土人に詢うに則ち云う、果たして之有り、と。また窃かに怪しむに、この邦の人、何を以て冥頑不靈なること此の極に至らん。幸に

して苦言を聞く、而れども之が為に悛改せざるなり。

このたび、乏を弋令に承け、又た復た博諮し乃ち悉知を得たり。その故は大約(おおむね)三あり。一は則ち添丁を急ぎ其の乳哺を絶ち、乃ち以て孕を受くべきなり。一は則ち形家の言に惑わされて謂く、女を生むこと過蕃なれば則ち其の祖墓の蔭を分ち、而して本枝反つて之が為に衰損するなり、と。一は則ち謂く女を育て長に至れば人に侮られ、或いは汚俗に染まりて其の先を辱しむ、育つこと勿きにしかざるなり、と。凡そこの三者は均しく大愚を為す。

請う歴く之を弁えよ。人生に子を得ることの遲早、原より定数有り。人力を以て強うべからざるなり。仮令に命中に子無く女を殺すの後、又た復た女を生めば、若何にすべきか。即ち或いは男を生み而れども夭折し育たざれば、若何にすべきか。嗣続の蕃衍する所以は惟だ一点の生機に在り。故に俗に先花後果の説あり。今、その始花に当たり、しかれども之を遏絶す。後日の果、寧ろ復た冀うべけんや。

吾、弋人を見るに、往往に子を得難く、異姓を將て承祧せしめ、争奪成訟を致す。孤苦の因、いまだ必ずしも此に由らざるにあらず。地氣盛衰に至るや、遂に家運を成す。その盛なるに當るや、枝条茂りて婚嫁俱さに華か〔萃の異体字〕まる。その衰ゆるに當たるや、生歯渦みて門楣に色無し。原よりいまだ嘗て男女の間において送いに榮瘁を為さざるなり。いわんや女子は人に從い、その福蔭厚薄はみな婿家に因り、本宗より与ること無し。仮に婿をして以て吾が祖の蔭を奪わしむれば、則ち婦もまた以て他家の蔭を奪い、一骨にして数姓の形氣を旁通せん。一家にして数姓の祖先を蒙庇するは、論ずること無く理の必ず無き所にして、即ち形家の説を以て之を論ずれば、また混乱して統無きなり。これ一嘆為るべき者なり。夫の若く伉儷の道乖り、閨門つまます。薄俗の敝、予固より已前に極論せり。然るに女を生むに在る者はまた惟だこれ謹みて家教を持ち以て之を救うのみ。豈に他日の

弊を逆計し、吾が骨肉を残すを惜まず以て預め之を絶つべけんや。仮に爾が女をして一に従うの義を知らしむれば、即ち狂夫有るも、豈に能く軽しく棄つるか。即ち敝俗有るも、豈に能く相い染るか。乃ち曰く之を育つこと勿きにしかざるは愈りと為すと。これ疊ぶに因りて食を廢するなり。かのごとき愚計、女を去り男を留むと謂うに過ぎざれば、則ち玷汚の羞は由らざるか。我かつて思わざりき。爾が子すでに長じれば、必ずまさに妻有るべし。爾が婦、門に入らば必ず教有るを期す。爾、女有るを不利とせば、他人も亦た女有るを不利とし、蔽化同流にして、遂に鰥曠の世界を成し、坐りて他日の子をして及時の婚門を無からしめ、守礼の婦を無からしむるは、みなこれ溺女の一念之を釀すなり。

そもそも聞くに釈氏もまた輪廻果報の説有り。天下をして鬼無からしむれば則ち已む。藉に之を有らしむれば、彼の慘死の嬰必ず甘心せず、血溷の中に閑默す。いづくんぞ他日に敗壞せる門風の婦に溺れさするに非ざる者再来するを知らんや。予、感応篇の集驗を見るに²⁰、婦人三女を連溺させ、第四胎に一赤蛇を産し、之に齧られ立に死するもの有るを載す。冥報歴然として畏るべきなり。

嗟嗟。儒子、井(井戸)に入ちんとせば²¹、人みな忍びず。にわかに一念を見るに、原より有為に非ずして發物の蠹く者にして、鶴鷺鹿豕に至りて極る。吾、鶴の雛を引く見るに、朱朱祝祝、相い籬落の間に呼び、已にまた翼を舒べ以て之を覆うに一雛の所を失う者を忍ばざるがごとし。古に麿子獵を被るもの有り、その孳みの鹿悲しく鳴き之を索め卒に綱に触れて俱に斃る。父子の至性、飛走も同然なるを見るべし。豈に儼然として人為りて、反つて禽獸の知覚を具えざる有るかな。

興言ここに及ぶ。真に痛哭流涕を為すべし。今の計を為すに、各おの宜しく肺腸を洗滌し前非を痛革すべし。弋民の万戸、一歳を統べ之を計るに、約五戸に一女子を生めば、一歳に二千人を得るべく、十五年を過ぎずして、配偶適均にして、婚姻正しきを得て、風俗これが為に一変せん。

昔。范蠡、越に相たるや首に生聚を講じ、國中を巡行す。男子を生む者二なれば壺酒一犬、女子を生む者二なれば壺酒一豚あり。二十年にして殷盛なること故の如し²²。今日の弋計の生聚の謀を為すにまた宜しく首講すべし。漢の賈彪、新息の長為るや、その民多く子を養わす。彪、法を嚴にして之を禁じ、鞠盜を^す舍て而れども殺子の訟に^{のぞ}莅むに至れば、数年の後、戸口驟かに益え、民その徳に感じ、号して賈父と曰う²³。それ豈に威刑を全用するもまた特に積誠有り以て之を感ずるのみ。予、少伯豚酒の賜を為すこと能わず、而れども^{いさぎ}かに偉節変俗の誠を慕う。聊か輯志著説に因り以て告ぐ。凡そ我が父老、予が衷を尚鑑せよ。

この文章で重要な論点は三つの「大愚」である。第一点では、授乳期間を短くしていることが出生率の高さにつながっていることを指摘している。これは男の働き手を早く確保しようとしているからである。前志では、「邑に蚕桑無く、女子は惟だ紡績に工なり」「富厚の家と雖も、被服の布は素にして、略華飾無し」といい、紡績も副業というより自給的なもので、高い利益が見込める養蚕業は活発ではなかったと推測される²⁴。なお、一年間における養蚕の期間は限られており、最も生産量の多い春は田植えなどの時期と重なり最も繁忙となった。さらに、養蚕の盛んな地域では、桑の葉は重要な商品作物となった。浙江省の嘉興府では、田植えと養蚕と収穫を「三忙」と称したが²⁵、女性は養蚕の後も紡績に携わっていた。当時の弋陽県では家計における農作業の割合がかなり高く、それが田畠で働く男子を一層重んじる意識と深く関連していたと考えられる。出産間隔が短いからといって女子の生育が配慮されていたことを意味しないであろう。

第二点では女子を育成する意識の低さを検討している。その原因として、先祖から受けつぐ「蔭」が婚家に分散して、本家の衰微を招くという地域の有力者(形家)の主張を取り上げている。そして、その理屈を敷衍して否定している。つまり、自家の嫁もまた嫁の先祖からの「蔭」をもたらし相殺されるはずであり、そもそも各家はそれぞれの先祖の「蔭」を享受するのみである。娘は婚家で生

涯を終えるので、自身の先祖との関係は男子と異なり結婚後も祭祀に関わる義務はないのである。第三点の結婚後に辱めを受けることについては、「禁止鬻妻説」の見解に加え、娘をよく躾ておけば、悪習に左右されて売られるなど先祖を辱める心配はなくなると言う。お互いに娘の存在を不利と見なすと、どうなるのか。「禁止鬻妻説」でも強調したところである。

さらに、生育面では、「先花後果」(一姫二太郎)として、女子が先に生まれれば、次は男子に恵まれる可能性が高いと説く。人生の間に生まれる子供については、「去女留男」のように自分の意志で決めることなどできないのである。多子で女子ばかりというのはあまりないことなので²⁶、施閏章の「戒溺女歌」には「若還多女、竟無男、前生債主、今生償」という一句がある。前世の因縁ぐらいたしか理由を見出せないのであるから、素直に受け入れるべき運命なのである。そして、三人までは溺女が許されるというような俗信があったようで、仏教(民間信仰)の因果応報の話を持ち出して脅し、さらに、幼児が井戸に落ちそうになるのを見ると人間であれば誰でもなんとかしようと思うのはもとより、禽獸でさえも親子の情に厚いと主張をたたみかけており、民衆を強く意識していることが窺える。

最後に統治者の立場から、社会に良俗をもたらすために「女少男多」の状況を解決する数値的な目標を示している。これは「禁止鬻妻説」と同じく戸口を調査した上での認識である。譚瑄は性比の不均衡と弊害を明確に認識していたが、人口については、「禁止鬻妻説」でも乳児の段階にある連れ子の運命について懸念し、さらには妻として母として女性が尊ばれることでむしろ増えることを願っていた。

ところで、譚瑄の言説は、『弋陽県志節本』二卷(首1卷末1卷)として抜粋され²⁷、民国期に浙江省嘉興にて刊行されている。発行者の譚新嘉は譚瑄の「裔孫」であると自負しているが²⁸、開明的な誇るべき思想として後代にも示す価値があると高く評価していたのではないだろうか。

清代には、「溺女」の悪習に対して「育嬰」事業が各地で運営されるようになった²⁹。これは捨て子を施設に収容して乳母を付け育成する活動を

骨子としている。乾隆期以降の上諭でも推進するよう命じる文言が加えられている。譚瑄の出身地浙江省は善会善堂が早くから発達する地域の一つであった³⁰。江西省では康熙 46 年（1707）に巡撫³¹、乾隆 37 年（1772）に按察使が³²、極貧層のために「育嬰堂」を整備するよう求めている。これに対して、譚瑄の言説と行動には、善会善堂は念頭なく、さらに後代の『清稗類鈔』風俗類（1917 年）のように「溺女」と「鬻妻」とを別個に取り上げず、相互に関連づけており、地域社会に対して反省と自己改善を促す点に特色があったといえよう。なお、同様の言説として、程光緒の「禁溺女典婦示」「禁溺女典婦詳文」が知られている³³。「典妻」が子供を得る目的で横行している点を指摘しているけれども、「溺女」と「典妻」の関連性については明かしておらず、対策については権威主義的である。

ここで章をあらため、譚瑄在任当時の弋陽県の地域的特徴と時代背景について、上級の広信府や³⁴ 前後の方志の記事を参考しながら明らかにしたい。

2. 清初の弋陽県と譚瑄の治績

17 世紀後半は清朝の中国統治が確立していく時期である。順治 3 年（1646）に広信府は清の統治下に入った。しかし、同 5 年には金王二の乱に乗じた楊厚林が県城に突入し、康熙 13 年（1674）には府城以下全域が福建方面で蜂起した反乱軍の勢力下に陥るなど、同 18 年まで戦乱が散発した。前章に上げた言説のみを見れば、安穩とした世相のようであるけれども、康熙 13 年には反乱軍の一隊が県内に侵入し、翌年 9 月に県城が陥落した。こうして、康熙 17 年に反乱軍が福建に敗走し潰滅ないし投降するまで、弋陽県は多大な戦災を被っていた（康熙 22 年『弋陽県志』卷 2 官師志・兵防）。

さらに、同治『広信府志』卷 1 地理・星野（乾隆 48 年：1709 の府志所引）によれば、清初、広信府所管 7 県のなかでも弋陽県は連年異常気象に見舞われた。順治 15・16 年干ばつ、同 18 年霜害、康熙元年から同 5 年まで干ばつ、同 6 年 5 月大雨、同 9 年大雪と続き、同 10 年は干ばつで広信府全

域が饑饉となった。さらに、康熙 19 年春の大雨と夏の干ばつ蝗害、同 20 年大雨の気象災害が記録されている。このような弋陽県の災厄は府で最大であったとされる。康熙 22 年『弋陽県志』によれば、康熙 12 年の時点で「我が朝、鼎を定めし以来、江右の烽火、連歳の水旱^{じき}に臻り、弋の郭内郭外、鞠^{くわ}まりて茂草と為る。民の存する者は賊に死し、即ち疫に死し、凶年に死し、燿視事の初、十室に九は空にして、積逋累々たり」（卷 8 芸文、陶燿「県志旧序」）であったものが、新たな戦災を被り、「康熙十三年変乱の後、田地山塘の抛荒は十分の八」「凡そ当日賊巣に附近せし者、瘦薄の区は、大概にして棄てて耕さず、ただに鞠^{くわ}まりて茂草と為るのみならず、甚しきは灌木叢生し、未耜の施す能わざる所の者有り。いわんや流亡いまだ帰らざれば、即ち耕すべきの地有るも、また耕すべきの人無し」（卷 4 賦役志）、「万暦の間に在りては、戸口四万四千。今は則ち累しば兵燹に遭い、存すること半に及ばず」（譚瑄「弋陽県志序」）、「道、弋陽を経れば、則ち城市蕭条にして榛礫彌望なるを見ゆ。民は戚戚然として、嘆息愁苦の声有り」（知広信府・孫世昌「弋陽県志序」）などと記される、住民の激減と広大な農地の放棄、都市の衰微という深刻な状況となった。

康熙 18 年（1679）の時点で「田の荒蕪なりし者は六分の五。民の死亡せしは二の之一」（卷 2 官師志・兵防）という壊滅的な状態を放置してしまえば、「此の生穀の土、将に終に棄てられ石田と為らん」（卷 4 賦役志）と言うように荒廃から脱却できなくなる。そのため、農民を呼び寄せて生産を回復し県城に商人を定着させ社会の活力と秩序を取り戻すことは、譚瑄が強く自覚し尽力した課題であった。しかし、「勸墾し招徠するの術を成す」（同上）ことだけに専念できたわけではなく、規定の税を徴収する知県としての責務があり、人口の減少分について減免の要請を行った。

ここで、「禁止溺女説」を読み返すと春秋時代の越の故事を引用している。「犬は陽畜、豚は陰畜」という元・徐天祐の注釈を踏まえると、性比の是正だけではなく、戸口の純増を重視していたことが読み取れる。しかも県学や城隍廟など文教の象徴的は施設は焼失し、文献も散逸していた。統治者の権威を誇示する県城の城郭もまた康熙 7 年、

同19年3月、同21年3月、同22年4月の洪水によって損傷を受けており（巻1建置志・城垣）、譚瑄はその修復にも取り組んだ。このような厳しい状況にあって、譚瑄はあえて「禁止鬻妻説」と「禁止溺女説」を示していたのである。

けだし、県内が戦災から復興しても、そこに文教による感化が及ばなければ、風紀の悪化を蔓延させる恐れがある。知県の陶燭によって康熙12年に編纂された前志は2年後に県城が陥落した際に散逸してしまった。譚瑄が行った地方志の編纂は、地域の状況を把握する意義を有するだけでなく、学校の再建とあいまって、地域の読書人に自覚を促す施策でもあった。それは、戦災や災害から行政・文教の再建に取り組んだ陶燭の方針が断絶していないことを示すものであった。科挙では、廩生の李廷勲が康熙23年甲子の郷試に合格し、同36年丁丑に進士及第を果たした。これは清代になってはじめてのことであり、それから1871年まで3人の進士しか輩出していない³⁵。李廷勲は県志編集者3名の内の一人であった（康熙22年『弋陽県志』目録・姓氏）。これらの治績を康熙52年（1713）の『広信府志』（『嘉興譚氏遺書』収録の「鈔本弋陽県志卷首附録」所引）は次の如く記す。

譚瑄、嘉興の人なり。挙人に由り弋陽に知たり。性は慈にして才は敏なり。時に邑は閩変を経て、人民寥落し、田地荒蕪なり。瑄、多方もて撫集し荒田を墾くを勧むこと数百頃、市廬を増やすこと二百戸。学宮を重新し、俎豆を修飭し、鬻女の習を禁じ、以て風俗を变ゆ。朔望ごとに聖諭を宣べ、反覆演繹し、務めて愚を知り咸く曉らしむ。また勧めて士に課す。その法はみな先正に本づく。一時に民は淳に返り、士は学に励む。邑の賢書絶響す

洪武元年（1368）	51, 653	
嘉靖元年（1522）	52, 032	
嘉靖40年（1561）	44, 129	（8, 236 興按県分籍後）
万曆元年（1573）	44, 058	
順治6年（1649）	32, 821	（17, 717 : 15, 104） 0.85
順治11年（1654）	21, 388	（11, 801 : 9, 587） 0.81
康熙5年（1666）	24, 050.5	（13, 003.5 : 11, 047） 0.85

ること四十年。甲子、李廷勲、郷に挙げられ、丁丑、南宮に捷つはみな瑄の振作起衰の力なり。礼科給事に行取せられ、工科掌印給事中を歴る。今、名宦に祀らる。

そして、溺女禁止は、後任にも継承されたという（乾隆『弋陽県志』巻8名宦、王度）。また、「禁止鬻妻説」は後代の広信府志にも施閏章の「戒溺女歌」とともに掲載されており、弋陽県のみに限らない普遍的な主張として評価されていたことが窺える。

康熙22年（1683）、干ばつの恐れから、譚瑄は雨乞いの儀式を執り行っている（巻8芸文所収「城隍廟祷雨文」「二潭祷雨文」）。康熙年間以降も弋陽県では地方志は連綿と編纂された。しかしながら、康熙年間初期以降の災害は詳しく記録されていないようである。これについては、天候不順や自然災害が絶無となったのではなく、陶燭と譚瑄のような意識が希薄であることに起因すると推測した方が妥当であろう。それでも、治安については、太平天国の乱が波及してくるまで大きな騒乱はなく、人口は着実に増加していく。譚瑄は挙人の身分で困難な状況下の県に赴任し多方面で治績を上げ、京官として中央に抜擢されたが、後代の弋陽県志はもとより府志でも省志でも名宦として顕彰されている。

3. 人口論的視点から見た弋陽県

清初の弋陽県について、より客観視するために、明代からの人口動態について、歴代『弋陽県志』と同治『広信府志』の戸口の記載を整理してみた。パーセンの内部は「人丁」（優免丁含む）と「婦女」の合算とそれぞれの総数を示す（右端は性比）。

康熙17年は「時に甫めて百戦を経るに、暴骨

康熙 12 年 (1673)	24, 473 (13, 147 : 11, 326)	0.86
康熙 17 年 (1678)	12, 845 (6, 626 : 6, 219)	0.94
康熙 22 年 (1683)	20, 696 (11, 207 : 9, 489)	0.85
康熙 50 年 (1711)	21, 420 (11, 589 : 9, 831)	0.85
雍正 8 年 (1730)	21, 505 (11, 674 : 9, 831)	0.84
乾隆 11 年 (1746)	21, 838 (11, 929 : 9, 909)	0.83
同治 10 年 (1871)	168, 288 (110, 765 : 57, 523)	0.52

野に満つ」「僧雪嵐、数月の力を竭くして收め、而うして之を天師墳の前に聚むるも、雜乱して軀を以て其の髑髏を計数すべからず。一万三千二百余を得る」(康熙 22 年『弋陽縣志』卷 2 官師志・兵防) という惨事がようやく収束に向かった時期である。そのため、同 18 年から 19 年に人丁 3, 587 婦女 3, 187 を集め、人丁 1, 940 婦女 1, 837 について国課の免除（審除）を実施している。さらに同 22 年には全体への「減除」が認められている。

弋陽県の人丁と婦女を合算した口数は他県の領域となった分を差し引くと、おおむね 4 万 4 千人台であり、18 世紀中葉になっても明代の規模に達しなかったように見える。康熙 20 年には男婦 29, 619 と報告されたものの、人丁 1,940 婦女 1,837 分が不在とされ、実態との乖離が甚だしく、「已經に部に報するも未だ允されず」とあり戸部には認められなかったという（康熙 22 年『弋陽縣志』卷 4 賦役志・戸口の注記）。結局のところ、清初に設定された丁銀の「原額」が満たされることはなかった。こうして、弋陽県では乾隆 11 年 (1746) の丁数をもって地丁銀の定額とする地丁併徵を実施することとなり（同治『広信府志』卷 3 食貨・戸口）、それ以降の人口增加分は「盛世滋生丁」として非課税となった。この丁数は咸豐元年 (1851) の県志でも同じであるが、同治年間の数は、わずか 20 年の間に増加した結果としては過大である。これは、清初に明代より落ち込んだ人口が 18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて着実に回復・増加したことを示していると考えられる。

周知の通り、18 世紀から 19 世紀にかけて全国的に高い人口増加率が続き、総人口は 1.5 億から 4.3 億に達した。弋陽県でも、19 世紀後半までに明代の 4 倍近く増加し、1711 年から 1871 年まで

の人口増加率は 6.87%、年平均人口増加率 12.9% である。全国平均では 1746 年から 1871 年まで 6.16% という数値があり³⁶、1700 年から 1850 年までの 7.0% (0.7%) 程度は穏当な増加率と評価されているが³⁷、弋陽県の数値はかなり高いといえる³⁸。これに対して、明代の丁口数に大きな変化は見られない。実際には増加していた可能性については、農民の生活は不安定で逃亡する者も多かったとする史料がある。万曆 9 年 (1581) の『弋陽縣志』は、「弋の民、数百年生聚し、宜しく鱗鱗たるべし。然れども之を版に稽うるに、固より戸存して人去る者有り。逋亡遷徙し土に著かざるなり。土に著くも、俗貧にして婚せざるもの猶お衆きなり。いづくんぞ其の戸口の蕃息を望むかな」(卷 6 食貨志・戸口) と云う。清代においても、次の記述を見る限り、弋陽県は広信府のなかでも経済活動の盛んな豊かな地域ではなかったようである。

弋産、他邑と相い埒^{ひさ}しく甚だ佳き者無し。稻米は較^{ひやく}他邑に勝る。然れども大半は貴溪の北郷より来る者なりて、弋はただ聚る所と為るのみ。茶に至りては鉛山に及ばず、柏油は燭と為すべきも、また上玉二県に及ばず。民みずから耕種す外、多く生息し守土する者無し。なお物力の維艱を念う哉。（同治『弋陽縣志』卷 2 地理・物産）

それでも、百年ほどの期間で明代に比べ 4 倍以上もの人口を維持することを可能した要素として、農地の開発や農業経営の向上、食糧の多様化などが十分想定されるが、この問題は本稿の検討範囲を超えている。

ただし、人丁は 15 歳以上 60 歳以下の男性であり、「婦女」も同じ年齢層と想定されるので³⁹、

総人口を網羅したものではないとはいっても、上記の数値により成人層の性比を把握することができる。さらに、5年に一度実施された「編審」の結果が断片的に得られる⁴⁰。康熙25年（1686）から康熙50年（1711）の間に5回実施され、丁口467婦女342増加（乾隆『弋陽県志』卷4賦役・戸口）。康熙55年から乾隆36年までの滋生の人丁948婦女275名（同治『広信府志』卷3食貨・戸口）。雍正8年（1730）から乾隆11年（1746）の間では、人丁255婦女78（乾隆『弋陽県志』卷4賦役・戸口）。これらを対比すると0.73、0.29、0.30となり、ここでも男性の増加率の高さが突出している。

以上、17世紀から19世紀における数値を見る限り、性比の均衡には向かっておらず、江西省全体の数値においても性比の差が大きい点を鑑みると⁴¹、歴代地方志の戸口の項目における「婦女」が「人丁」と同じ年齢層であれば、清代を通して「女少男多」が弋陽県において常態であったことは確実であろう。

さて、農業主体の社会では労働力の点から一般的に男性が重視されるけれども、商業経済が進展するにつれて、家計において女性が担う農外労働の重要性は高まっていくという。人為的に家族の成員を抑制したといつても、必ずしも墮胎やInfanticideがなされたことを意味しないし、常に性別が決定的であったとは限らない。近世日本でも田畠や妻子をもつことのできない零細農民は常に存在したが、都市が農村の過剰人口を吸収し、女性の出稼ぎ奉公は晩婚化を促し、人口規模を安定化させた⁴²。同時代の中国では高い人口増加率が持続したが、肥料を供給するような商業経済が進展しており、これと結びついた江南デルタの小農民の経営は「堅調な上昇過程」にあったことが指摘されている⁴³。他方において、「潰百姓」のような零落する農民は中国でも恒常に存在したと推測される。

清代における善会善堂は地域的に富裕者の多い東南沿海部を中心に展開し全国に波及したが、それは基金が官民の淨財に依存していたことと関連する。たとえば、康熙15年（1676）までに蘇州など長江下流域の11の府城の8割に育嬰堂が設置され、市内はもとより周辺の小都市農村部から

も嬰兒を収容していたという⁴⁴。同治『広信府志』は「七邑の育嬰堂の奉行、惟れ謹しみ溺女の風すでに熄む」（卷1の2地理・風俗）と謳い、弋陽県でも知県が太平天国の乱後の復旧に務めている（同治『弋陽県志』卷3建置・寺觀）。こうした公的事業について、四川省巴県（重慶市）の档案史料を検討した足立啓二氏は、慈善活動の範囲を超えるものではなく、「選択的」育成を行う社会状況を変革するには至らなかった旨を指摘する⁴⁵。当時、性別は分娩してはじめて判明したので、女性人口が明らかに少ないということは、譚瑄の認識のように、「溺女」が頻繁に行われていたことを推測せざるを得ない。

『中国人口通史』は、乾隆18年（1753）の省別統計を掲げている。そこでは、性比が2倍近くの地域（直隸、浙江）もあり、あまりにも差が大きいとして修正を試み、「溺女」が抑制されるようになったことを強調しているが、十分なデータに依拠していないように思われる⁴⁶。むしろ、まとまった出生・死亡・婚姻記録に基づいて人口動態を解析した米国における研究では⁴⁷、「溺女」は積極的に選択された出生制限方法とされており⁴⁸、性比と生涯未婚男性の割合との相関も認めているのである。

康熙・雍正・乾隆期において人口増加が長期的に持続し、社会の規模が急速に拡大していくのであるが、その反作用というべき問題も指摘されてきた。すなわち、清末民国期における農民の「窮乏化」「零細化」と言われるような隘路についてである。この図式に対して、必ずしも全体の生活水準の低下に直結しなかったという見解が出されている⁴⁹。しかしながら、経済の構造が小農主体である限り、集約化に努めても収益の逓減に突き当たる。農外労働へのシフトや新開地への移住といった選択肢が乏しければ、どの地域においても零細化・過密化は無縁の問題ではない。さらに、性比に著しい不均衡が存在したのであれば、地域社会の安定はどのような条件を満たすことで支えられていたのだろうか。

結語

小稿を結ぶにあたり、まず模式的に記述してみ

たい。旧中国において、娘は結婚して他所に出ていく存在に過ぎなかった。娘が里帰りすることを「帰寧」というが、その際には土産を渡して婚家に送り返し、妊娠すると「催生」といって贈り物をしなければならない。それでも娘は婚家の舅姑に従い、婚家の家事や仕事をこなし、生家への寄与は一切なくなる。養蚕などの農外作業の収入が重要になっても働くのは息子の嫁なので、娘には婚期を逃して欲しくないのである。

しかも息子がいない場合でも、日本のように娘婿を養子としてイエの家業と祭祀を継がせるという選択肢がなく⁵⁰、同族から息子と同世代の男子を選んで継承させることになる。娘婿のような異姓の人間では祖先に対する祭祀を執り行うことはできないし、同姓の人間と結婚させることも忌避されているからである⁵¹。こうして、女子を生み育てることは割に合わないという意識が生じやすい。「溺女」の悪習が横行すると、その結果として成人男性が多くなり、婚姻が困難となる状況を生じさせる。妻を娶るには実家に「聘銀」を渡し盛大な宴会を催す慣例があるので、まとまった資金が必要となり、農民にとって結婚の機会は非常に限られている。一方的に離縁するのなら賠償金を支払わなくてはならない。そのため、離縁と再婚を繰り返すことは現実的でない⁵²。また、妻がいつまでも他人の家で暮らし続けるということは、重要な働き手を失くということである。こうして方便としての「売妻」「典妻」が成立することになる。裕福な者ならば「妾」を買い妻とともに暮らすこともある。それは息子（跡継ぎ）を得るという目的で正当化されている。同じ理由で「売妻」「典妻」による不正規で一時的な夫婦の存在も肯定される。こうして貧困層に子供が生まれ人口は抑制されにくい。そして「溺女」によって男子が選択的に育てられる傾向がある。その結果、人口は増えながら性比がいびつになっていく。全国的な統計の数値は、こうしたスパイクが弋陽県固有のものではなかったことを示唆している。

清代から民国期にかけて、貧困層を救済するために、行政上の施策に加え、官員と知識人・富裕層との協同の育嬰事業が各地で展開していく。民間でも、将来の息子の嫁を幼児期から養育する「童養媳」のような選択肢が存在した⁵³。

ただし、これらの効果を評価するためには、省レベルの統計ではどこでも性比が均等ではなかったのであるから、さらに緻密な分析が必要である。具体的には省以下の府・県レベルでの統治者の施策、公共的活動、宗教的人道的意識、地域の経済と家計、階層構成、ひいては婦人の栄養摂取と授乳期など人口をめぐる様々な要素を総合的に検討することが考えられる。家族の存立をめぐる研究の方途としては、上記のような歴史人口学と連関した社会経済史的観点はもとより、習俗に対する意識や心性のあり方そのものと実態との齟齬について明らかにしていくことも基礎的な課題となるのではなかろうか。

¹ 岸本美緒「妻を賣ってはいけないか？—明清時代の賣妻・典妻慣行—」（『中国史学』8号、1991年）。

² 小川快之「清代江西・福建における『溺女』習俗と法について—『厚嫁』『童養媳』等の習俗との関係をめぐって—」（山本英史編著『中国近世の規範と秩序』（研文出版、2014年）。

³ 南宋の事例としては『名公書判清明集』卷9戸婚門・婚嫁・離婚「婚嫁皆違条法」がある。

⁴ 西山榮久「支那民間の Infanticide について」（『東亜経済研究』13-1、1929年）48-49頁参照。

⁵ 路遇・藤沢之『中国人口通史』（山東人民出版社、2000年）下巻920・921頁。1平方km当たりの人口は、南昌周辺は212人、江南デルタの蘇州・杭州・嘉興府では442人である。

⁶ ①万曆9年(1581)刊本：程有守撰、12巻（国会図書館蔵／中国方志叢書・華中地方749）。②康熙12年(1673)刊本：陶燿纂修、10巻（大連図書館蔵孤本影印本、北京・華寶齋出版社、2000年）。③康熙22年(1683)刊本：譚瑄等纂修、8巻（内閣文庫蔵／中国方志叢書・華中地方750／抄本：北京師範大学図書館蔵稀見方志叢刊續編14-15）。④乾隆15年(1750)刊本：陳元鱗・劉照纂修、18巻（上海辞書出版社蔵）：未見。⑤乾隆49年(1784)刊本：左方海纂修、13巻首1巻（南京図書館蔵稀見方志叢刊113／故宮珍本叢刊110江西府州県志）。⑥咸豐元年(1851)刊本：陳喬樅等纂修、14巻首1巻（浙江図書館蔵稀見方志叢刊49-51）。⑦同治10年(1871)刊本：俞到中修・汪炳熊等纂、14巻首1

卷 (中国地方志集成・江西府県志輯 23 / 中国方志叢書・華中地方 751)。⑧民国 14 年 (1925) 刊本: 汪樹德纂修、20 卷 (江西省図書館蔵): 未見。

⁷ 夫婚姻自古重之矣。六礼不備、貞女不行、欲其永好於終、故必慎重於始、及乎百年已定、同穴為期、一与之齐、終身不改、死生患難相与共之矣。或有義、当斥絕亦著七出之条、然不得已而至于出、則必潰敗決裂、勢不返顧、已費之財聘非所計也。

王肯堂律箋云、妻有義絕之状、可出而不可壳、犯者、引買休壳休律、明文固彰彰也。吳俗棄妻之券名曰休書墨掌摹印以誌不祥、鄙諺有之曰休妻一片地、三年不生草、蓋其惡之也、如此。豈期弋俗視為故常、彩書肅函〔函〕明媒正議、一若婚姻正条、無閔行止者然、甚或利妻之少艾指索高価是真假娶妻之名而行掠販之实矣。一何忍也。又有乳下之兒不能存活。或隨母以去、或転授他人是又貪暫時之獲而忘宗祀之計矣。又何愚也、積漸相沿、遂至再醮貴而室女賤、螟恩重而生我輕、衷之情理、往往乖反焉。緣此鬻妻、又生一弊。

產女之家以為育女至長而受侮于人、不如勿舉。統計一方、生女勿舉者十嘗三四、怨戾之氣、上干天和、悖絕生理、慘莫甚焉。緣此溺女、又生一弊。

女少男多、配偶難給、有子無媳、三十不婚、鰥曠成群、狐綏敗度、委猪艾猴往往見告言之醜也、抑又甚焉。三弊循環日甚。一日旁觀之人、方且蒿目芒背無以為心、而囿于局中者、則固恬然不以為患。豈不大可怪哉。

亦有曲為之解者曰、官稅難完也。私逋孔迫也。衣食不克 [充か]、而反目求去勢難奪也。夫稅出于租、原因所有、更有不給。則并其田去之耳。至干私逋當盡所有之長物、長物既盡、人孰無情。豈有絕人之伉儷以求、我責進之無欠耶。若夫衣食称家有無命之不淑傭丐相隨、奚為不可哉。或有不可甘糟糠患怒請決、要當大義禁之。豈可輕言覆水、即令冥頑難諭過計輕生、律所不問、又何患焉。嗚呼。若而人者亦未嘗反而自思耳。誠念彼亦人子。父母育之如珍、乃夫賤之如草。彼固委身以托我、我則転徙之如畜產。烏乎。可又念此女。今日為妻、他日為母、易世而後、慶衍雲仍。一朝失計、向後茫然、因小失大。烏乎。可一轉念間而愁陰慘霧化為麗日祥雲、破鏡折釵反為連珠合璧。仳離無嘆則生育遂而至性克全字育既繁、則配偶均而風教可正。由是革薄從先、尽祛三弊。亦何難之有。爾民無狃於錮習之難改也。

⁸ 「六礼・冠・昏・喪・祭・鄉・相見」(『礼記』王制)。なお、近世流布した『朱子家礼』では冠・昏・喪・祭が家内の実践的な儀礼としてまとめられている。

⁹ 清律の戸律婚姻「出妻」条。

¹⁰ 『王肯堂箋訣』(康熙 28 年序婁水夏氏刊本: 京都大学人文科学研究所蔵) 卷 6、婚姻・典妻雇。王肯堂は万暦 17 年 (1589) の進士。『明史』卷 221 に伝あり。

¹¹ 「有狐綏綏 在彼淇梁」(『詩經』衛風・有狐)。朱熹『詩集伝』卷 3 に「狐者妖媚之獸。綏綏、獨行求匹之貌」「有寡婦見鰥夫而欲嫁之」とある。

¹² 「野人歌曰、既定爾妻猪、盍吾帰艾猴。太子羞恥之」(『春秋左氏伝』定公 14 年)。「妻猪」は雌豚、「艾猴」は雄豚。男女関係の乱れを諷刺しているという。

¹³ 「子游問喪俱、夫子曰、称家之有亡」(『礼記』檀弓上)。

¹⁴ 繙承者は実子であれ擬制の子であれ、同姓の男子でなければならない。他方において、出自の分からない嬰兒であれば、同姓の子同然だとする意識もあった。滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、1976 年)、577 頁参照。

¹⁵ 施閏章「戒溺女歌」(同治 12 年: 1873 刊『広信府志』卷 2 の 2: 建置・寺觀・育嬰堂)。「戒溺女」の一文もある(『施愚山先生別集』卷 3)。

¹⁶ 諭百齡奏禁止鬻妻溺女一摺。民間溺女、最為惡俗。該督於所屬三省州縣、倡率捐置育嬰堂、收養遺嬰。如仍有溺女者。查明照例治罪。各地方官果能行之以實。其惡習自可漸革。至鬻妻一事、大率出於無賴游民。然果使衣食有資、亦孰肯輕於離異家室。此又在親民之官、為小民熟籌生計、能使人習勤勞、俗敦儉樸。富者余於所蓄、而有賙恤之施。貧者足以自完、而無飢寒之迫、則衣食足而廉恥生。庶妻孥皆可以相保。是又教與養相因。不徒恃法令之禁止也。(光緒 25 年刊『大清会典事例』卷 399、乾隆 21 年)。

¹⁷ 同治五年二月初十日、内閣奉上諭、御史林武恭奏、民間溺女積習未除、請嚴行禁止一摺。民間溺女、乾隆年間、部議照故殺子孫律治罪例禁革嚴、乃拋該御史奏、近來、廣東・福建・浙江・山西等省、仍有溺女之風、恐他省亦所不免、實屬傷天地之和、若不嚴行禁止、何以挽全民命。著各直省督撫、董飭所属地方官、出示曉禁、並責令各州縣勸諭富紳、廣設育嬰廬所、妥為收養、俾無力貧民不至因生計艱難再蹈惡習。倘仍不知悛改、即治以應得之罪。毋稍姑貸。欽此。(中国第一歴史檔案館編『同治朝上諭檔案』廣西師範大学出版社、1998 年、第 5 冊 31 頁および光緒 25 年刊『大清会典事例』卷 400、同治 5 年)。

¹⁸ 予昔行役西江、見今太史前湖西道施公閔章所著、勸止溺女歌具称、以父母而戕殺其親生之子、相沿成俗、

恬不為怪不信天壤間乃有此咄咄怪事。既而詢其土人則云、果有之、又窃怪、此邦之人、何以冥頑不靈至於此極。幸聞苦言而不為之悛改也。

茲者承乏弋令、又復博諳乃得悉知。其故大約有三。一則急於添丁、絕其乳哺、乃可以受孕也。一則惑於形家之言、謂生女過蕃則分其祖墓之蔭、而本支反為之衰損也。一則謂育女至長見侮於人、或染於汚俗而辱其先、不如勿育也。凡此三者均為大愚。

請歷弁之。人生得子遲早、原有定數。不可以人力強也。仮令命中無子、殺女之後、又復生女、可若何。即或生男而夭折不育、可若何。嗣統所以蕃衍惟在一点生機、故俗有先花後果之說。今當其始花而遏絕之、後日之果、寧可復冀耶。吾見弋人、往往艱於得子、致將異姓承祧、爭奪成訟、孤苦之因、未必不由於此矣。至于地氣盛衰、遂成家運。當其盛也、枝條茂而婚嫁俱華〔華の異体字〕。當其衰也、生齒凋而門楣無色。原未嘗於男女之間、迭為榮瘁也。況乎女子從人、其福蔭厚薄皆因婿家、與本宗無與。仮令婿可以奪吾祖之蔭、則婦亦可以奪他家之蔭、一骨而旁通乎。數姓之形氣、一家而蒙庇於數姓之祖先、無論理所必無、即以形家之說論之、亦混亂而無統矣。此可為一謬者也。若夫伉儷道乖、閨門不肅、薄俗之敝、予固已極論于前。然在生女者亦惟是謹持家教以救之耳。豈可逆計他日之弊、不惜殘吾骨肉以預絕之耶。仮令爾女知從一之義、即有狂夫、豈能輕棄乎。即有弊俗、豈能相染乎。乃曰不如勿育之為愈、是因噎而廢食也。如彼愚計不過謂去女留男、則玷污之羞不由乎。我曾不思。爾子既長、必當有妻、爾婦入門、必期有教、爾不利有女、他人亦不利有女、敝化同流、遂成鰥曠之世界、坐使他日子無及時之婚門、無守禮之婦、皆此溺女一念釀之也。抑聞釗氏又有輪迴果報之說焉。使天下無鬼則已藉令有之、彼慘死之嬰必不甘心、閔默于血溷中。安知他日敗壞門風之婦非溺者再來耶。予見感應篇集驗載有婦人連溺三女、第四胎產一赤蛇、齧之立死、冥報歷然可畏也。嗟嗟。孺子入井、人皆不忍、乍見一念、原非有為而發物之蠹者。至鶴驚鹿豕而極矣。吾見鶴之引雛也、朱朱祝祝相呼籬落之間、已復舒翼以覆之若不忍一雛之失所者。古有麌子被獵、其孳鹿悲鳴索之卒觸網而俱斃。可見父子至性飛走同然。豈有儼然為人、反不具禽獸之知覺哉。

興言及此、真可為痛哭流涕矣。為今之計、各宜洗滌肺腸、痛革前非。弋民萬戶統一歲計之約五戶生一女子、一歲可得二千人、不過十五年、而配偶適均、婚姻得正、風俗為之一變矣。

昔范蠡相越首講生聚、巡行國中。生男子者二壺酒一犬、生女子者二壺酒一豚、二十年而殷盛如故。為今日之弋計之生聚之謀亦宜首講也。漢賈彥為新息長、其民多不養子、彥嚴法禁之、至舍鞠盜而莅殺子之訟、數年之後、戶口驟益、民感其德、号曰賈父、夫豈全用威刑亦恃有積誠以感之耳。予不能為少伯豚酒之賜、而窃慕偉節變俗之誠。聊因輯志著說以告。凡我父老尚鑑予衷。

¹⁹ 施閏章「戒溺女歌」であろう。注 15 参照。

²⁰ 典拠不詳。『太上感應篇』に依拠した善書の類か。

²¹ 「今人乍見孺子將入井、皆有怵惕惻隱之心」（『孟子』公孫丑章句・上）。

²² 『吳越春秋』（四部叢刊初編史部）卷 10 勾踐伐吳外伝を参照。

²³ 『後漢書』党錮列伝第 57 を参照。

²⁴ 1934 年の時点でも、江西省の養蚕業は微々たるものであったようである。天野元之助『中國農業經濟論』（龍溪書舎、改定復刻版、1978 年）第 1 卷、697-698 頁の表を参照。

²⁵ 鄭肖厓・胡樸安・闕軼羣・胡惠生（編）『中華全國風俗志』（広益書局、上海、1923 年）下篇卷 4、「嘉興農民之生活」。

²⁶ 自然出生における性比を 1:1 とすると、一世帯の子供 4 人全員が女子である確率は約 6.25%。4 人きょうだい中男子が 1 人以上いる確率は 93.75% となる。

²⁷ 譚新嘉（輯）『嘉興譚氏遺書』譚氏承啓堂校刊本藍印本（1935 年序）。本書を底本として叢書集成の三篇史地類 82（1997 年）に採録。

²⁸ 編著に『嘉興譚氏家譜』10 卷首 1 卷（1893 年）、『天津図書館書目』32 卷末 1 卷叢書総目 1 卷（1913）、「碧漪集」4 卷續集 2 卷三集 4 卷（『嘉興譚氏遺書』所収）がある。

²⁹ その淵源・展開については、夫馬進『中國善会善堂史研究』（同朋舎、1997 年）に詳細を極めている。

³⁰ 夫馬氏注 29 前掲書、232 頁参照。

³¹ 同治 12 年（1873）刊『廣信府志』卷 2 の 2: 建置・寺觀・育嬰堂。

³² 同上。

³³ 天地以好生為德。婦道宜從一而終。嚴有溺女之俗。無論富貴皆然。天虎毒且不食子。況於人乎。矧此呱呱而泣者甫肇生机旋羅死。法是可忍也。孰不可忍。至于貧兒乏食、則出典拠其婦。婦若生子、子屬彼而婦仍歸此。蓋以婦本、而子為利也。甚至甲典之乙、乙復典之丙、一婦而転展數人、以大家為伝舍、及其碎壁帰趙亦恬然不以為恥。職目擊情真痛心疾首。請憲通行六縣勒石嚴

禁。如敢故犯、許里隣首發、治以重罪。一以植天地之和、一以正人道之始。憲台主持風教、故因条議而并及之。(康熙 47 年 : 1708 年刊、陳枚『憑山閣增輯留青新集』卷 21 告示、同卷 23 詳文)。

³⁴ ①嘉靖 5 年 (1526) 刊本 : 張士鑄修・江汝璧纂、20 卷 (天一閣藏明代方志選刊續編 45 / 四庫全書存目叢書・史部・地理類 185-186)。②康熙 22 年 (1683) 刊本 : 孫世昌編修、20 卷 (内閣文庫藏 / 上海図書館藏稀見方志叢刊 135 - 138 / 中国方志叢書・華中地方・江西省 918)。③康熙 52 年 (1713) 刊本 : 周鍾元修・馬道畊纂、40 卷末 1 卷 (存 5、6、9、14、15、18 - 24、32 - 37 卷 : 上海図書館藏稀見方志叢刊 138 - 140)。④乾隆 48 年 (1783) 刊本 : 連柱等纂修、26 卷首 1 卷 (中国方志叢書・華中地方・江西省 919)。⑤同治 12 年 (1873) 刊本 : 蔣繼洙修・李樹藩等纂、12 卷首 1 卷 (中国方志叢書・華中地方・江西省 106 / 中国地方志集成・江西府県志輯 20-21)。

³⁵ 同治 12 年 (1873) 刊『廣信府志』卷 7 の 1 : 選舉・進士。

³⁶ 李中清・王豊『人類的四分之一 : 馬爾薩斯的神話与中国的現実 (1700 - 2000)』(生活・読書・新知三聯書店、2000 年)、165 頁参照。

³⁷ Philip C.C.Huang. *The Peasant Family and Rural Development in the Yangzi Delta, 1350-1988*. Stanford University Press.1990,p.328.

³⁸ 江西省は 5.5% 以下 (1776 ~ 1990 年) の人口増加率の最も低い地域に区分されている。李中清・王豊注 36 前掲書、169 頁。

³⁹ 明の賦役黄冊では男性は「成丁」「不成丁」、女性は「婦女大口」「婦女小口」に分けられている。樊成顯『明代黄冊研究』(中国科学出版社、1998 年)、334・335・339 頁参照。

⁴⁰ 北村敬直『清代社会経済史研究』(朋友書店、1981 年)、54 頁参照。

⁴¹ 江西省の男女比 0.73 (1753 年)、0.79 (1911 年)。注 5 前掲書下巻 892 頁表 49、同 896 頁表 51 を参照。数値は男性を 1.0 として変換。

⁴² 速水融『歴史人口学の世界』(岩波書店、1997 年)、90-91 頁。

⁴³ 足立啓二『明清中国の経済構造』(汲古書院、2012 年)、307 頁。

⁴⁴ 夫馬氏注 29 前掲書、248・252 頁を参照。

⁴⁵ 四川省の巴県の場合、男女比は 0.79(1830 年)である。熊本藩は、0.76 (1624 年)、0.86 (1716 年)、0.92 (1796 年)、0.96 (1830 年)、0.98 (1854 年) と推移し、均衡に向かっている。足立氏注 43 前掲書 595・626 頁参照。これは速水氏注 42 前掲書に示される、1750 年から 1846 年に至る全国的傾向と合致している。その主因としては男性人口の比率低下が指摘されている。

⁴⁶ 注 5 前掲『中国人口通史』下巻 892 頁。なお、中国では宗門改帳のような旧時代の地方行政文書はあまり現存しておらず、分析の基礎データとなる史料が希少である。

⁴⁷ 注 36 前掲書は斎藤修「伝統中国の歴史人口学—『人類の四半分の人口史—』と近年の実証研究」(『社会経済史学』68-2、2002 年) に整理紹介されている。李中清氏、王豊氏が分析対象としたのは、史料的制約から、清朝の宗室と八旗層のみであるが、地位・居住環境・生活水準に差異があり、基礎的データとして位置づけられている。

⁴⁸ 注 36 前掲書、84 - 85 頁。「産後流産」という東アジアの普遍的意識によると位置づけているが、女子を犠牲にする傾向は中国に顕著である。

⁴⁹ 清代の人口増加が爆発的ではないとする評価については、李中清・王豊注 36 前掲書を参照。江南地方における小經營の発展については、足立氏注 43、Huang 注 37 前掲書を参照。

⁵⁰ 滋賀氏注 14 前掲書、450 頁参照。

⁵¹ 滋賀氏注 14 前掲書、28 - 34 頁参照。

⁵² 仁井田陞『中国の農村家族』(東京大学出版会、1952 年)、326 - 327・346 - 347 頁参照。

⁵³ 小川氏注 2 前掲論文を参照。